

三重県公安委員会告示第 10 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」といいます。）第 2 条の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

1 実施する講習

- 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」といいます。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」といいます。）
- 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」といいます。）

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	講習時間	受講定員
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和 4 年 12 月 12 日（月）から同月 22 日（木）までのうち、三重県の休日等を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる休日及び火曜日（以下「休日等」といいます。）を除く 7 日間	午前 9 時から午後 5 時まで（追加取得講習の初日は午後 1 時から）	計 40 人
	追加取得講習	令和 4 年 12 月 16 日（金）から同月 22 日（木）までの休日等を除く 4 日間		
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和 4 年 6 月 13 日（月）から同月 22 日（水）までのうち休日等を除く 6 日間	午前 9 時から午後 5 時まで（追加取得講習の初日は午後 1 時から）	計 40 人
	追加取得講習	令和 4 年 6 月 17 日（金）から同月 22 日（水）までのうち休日等を除く 3 日間		
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「運搬警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和 4 年 8 月 15 日（月）から同月 24 日（水）までのうち休日等を除く 6 日間	午前 9 時から午後 5 時まで（追加取得講習の初日は午後 1 時から）	計 40 人
	追加取得講習	令和 4 年 8 月 19 日（金）から同月 24 日（水）までのうち休日等を除く 3 日間		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込時において、次のいずれかに該当する者としてします。

- 最近 5 年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」といいます。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」といいます。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者
- 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」といいます。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に合格した者
- 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り、）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講対象者は、受講申込時において、当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)アからオまでのいずれかに該当するものとします。

4 受講申込手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1通提出してください。

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真（申込書提出の日6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付したもの）

イ 3の受講対象者に該当することを疎明する書面

(ア) 3(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）及び履歴書

(イ) 3(1)イに該当する者

3(1)イに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 3(1)ウに該当する者

3(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3(1)エに該当する者

3(1)エに掲げる1級の検定に係る合格証の写し

(オ) 3(1)オに該当する者

3(1)オに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 3(2)に該当する者

現に交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し及び(ア)から(オ)までのいずれかの書面

(2) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受講申込書の受付期間

警備業務の区分	受付期間
施設警備業務	令和4年11月8日（火）から同月11日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
雑踏・交通誘導警備業務	令和4年5月17日（火）から同月20日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
運搬警備業務	令和4年7月12日（火）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課（郵送及び電話による受付は行っておりません。）

5 講習手数料

警備業務の区分	講習の区分	講習手数料
施設警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
運搬警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円

講習手数料は、受講申込書の提出時に三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

6 講習初日の受付時間

(1) 新規取得講習

午前8時45分から午前9時までとします。

(2) 追加取得講習

午後0時45分から午後1時までとします。

7 講習業務の委託

講習は、三重県津市島崎町 275 番地所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

8 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。
- (2) 受講時に、筆記用具を持参してください。
- (3) 実施場所ではマスクを着用してください。
- (4) 実施場所の受付で検温を行い、体温が 37 度 5 分以上の場合は受講を断ります。この場合でも既納の申請手数料は、還付しません。
- (5) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

警 備 業 務 従 事 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者が、 年 月 日から 年 月 日までの間

_____警備業務に従事していたことに、間違いありません。

公安委員会 殿

年 月 日

住所又は主たる営業所(法人)の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

認定証を交付した公安委員会の名称
公安委員会

認定証の番号
第 号

記載要領

_____の部分は、従事していた（いる）警備業務の内容を具体的に記載
すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。